

## 運転士養成制度をはじめます

阪急田園バスでは、大型二種免許をお持ちでない方を対象に、充実した研修制度のもとで、バス運転士にふさわしいお客さまサービスや運転技能をじっくりと身につけていただく目的で、今年度より運転士養成制度をはじめます。

この制度は、営業所等で仕事をしながら大型二種免許を取得していただく制度です。免許取得費用は当社が立て替えますが、勤続5年で返済を免除します。

### 記

#### 1. 受験資格

①過去3年以前に大型、中型、準中型、普通免許を取得しており、その免許履歴（免許停止期間を除く）が通算3年以上あること。

※すでに大型二種免許を取得している方は運転士養成コースの受験はできません。

②1年以内に行政処分がないこと。

③交通違反点数の実績が3点以内の方。

④現住所から早朝および深夜の時間帯に支障なく通勤できる方、もしくは転居可能な方。

#### 2. 試験日程

日程は阪急バスホームページ内の「阪急田園バス 募集要項」にてご案内しております。

#### 3. 説明会

運転士養成制度の採用試験実施にあたり、会社概要、職務内容、勤務条件などを説明させていただきます。

説明会の実施日程は、

①5月19日（土） 10時～12時 AP梅田茶屋町にて

<https://www.hankyubus.co.jp/news/pdf/saiyosc.pdf>

②5月24日（木） 18時～20時 阪急バス本社にて

※この日程の説明会は事前に予約してください。（予約がないと参加できません）

③試験日当日 詳細は阪急バスホームページをご覧ください。

#### 4. 採用からの流れ

①第1次試験 実技・筆記 ②第2次試験 面接 ③健康診断

④契約社員として採用 営業所勤務（約2ヵ月）

⑤外部の教習所へ通所（約1ヵ月）

⑥大型二種免許取得後 適性検査

⑦阪急田園バス教習所入所（教習 1ヵ月強）

⑧運転士として営業所に配属（路線教習 標準1～2ヵ月）

⑨運転士本務試験合格かつ入社後6ヵ月経過後に正社員登用

#### 5. 問い合わせ先 阪急田園バス株式会社 総務部 担当 角（かど）・倉内（くらうち）

TEL：0797-91-0414

<備考> 阪急バス株式会社 人事部でもお問い合わせ・ご応募に対応いたします。

担当 佐々田・後藤・津田 TEL：06-6866-3132

受付時間 9：00～17：45 土日祝日を除く

以上

# 運転士(養成コース)募集要項

募集会社	阪急田園バス株式会社	
業務内容	当社各支社において営業所運營業務 例)定期券発売、電話応対、書類作成・整理、催事輸送での乗客整理、路線バス添乗等 ◇正社員転換後は路線バス運転士(最短6ヵ月後、以下同じ)	
職種	営業所事務(契約社員) ◇正社員転換後は路線バス運転士	
応募資格	大型二種免許を取得していないこと(大型、中型、準中型、普通免許を取得し3年以上経過していること) 自動車教習所に入所していないこと(契約していないこと) 1年以内に行政処分がないこと 交通違反点数の実績が3点以内であること 現住所から早朝および深夜時間帯の勤務に支障なく通勤できること、または転居可能であること	
勤務地	大山崎支社(京都府乙訓郡大山崎町) 山口支社(西宮市山口町) 豊能支社(大阪府豊能郡豊能町希望ヶ丘) 柱本支社(高槻市柱本) 伏尾台支社(池田市伏尾台) 伊丹支社(伊丹市南町) 石橋支社(池田市井口堂)	
休日・休暇	週40時間勤務を原則とし、事前に会社が指定する。 ◇正社員転換後は年間108日(月間9日)+年次有給休暇	
勤務時間	原則 9:00~18:00(休憩1時間) ただし、催事輸送の応援などで事前に振り替える場合あり。 1日8時間・週40時間を超える勤務は時間外割増の対象。 教習所に通所している期間は教習時間を勤務時間とする。 ◇正社員転換後はシフト勤務による交代制	
給与	時間給 910円 運転士教習開始後は基本給17万円+精皆勤手当1万円+諸手当(時間外手当等) ◇営業所配属後は基本給17万円+無事故手当1万円+精皆勤手当1万円+諸手当(時間外手当等)査定あり	
賞与	なし ◇運転士教習開始後は年3回(4.0ヵ月;2017年度実績)	
待遇	各種社会保険完備、交通費(実費支給)、制服貸与 ◇運転士教習開始後の交通費は当社規程による。	
試験～採用までの予定	応募 ↓ 書類審査 ↓ 試験 筆記、面接、適性検査、健康診断、実技(普通車)等 ↓ 入社=営業所に配属	
入社～正社員転換までの予定	営業所で1~2ヵ月程度の勤務 ↓ 自動車教習所に入所 ↓ 大型二種免許を取得 ↓ あらためて阪急田園バス教習所にて新人教育(座学+1ヵ月強の実習) ↓ 配属営業所にて路線研修 ↓ 本務試験合格かつ入社から6ヵ月経過で正社員に転換(試用期間は設定せず)	この間に教習所の選定と入所の日程を調整する。  原則としてこの間は教習に専念するが、場合によっては催事輸送の応援等を命ずることがある。 教習所費用は全額を会社が立て替える。勤続5年経過で返済免除。